

## <別紙1> 重要事項説明書

介護老人保健施設ケアポート溪和のご案内  
(2024年11月1日現在)

### 1. 法人、施設の概要

#### (1) 法人、施設の名称等

施設名称	介護老人保健施設ケアポート溪和
開設年月日	平成7年11月1日
介護保険指定番号	大分県 4452880000号
施設種類	介護老人保健施設
施設所在地	大分県玖珠郡九重町大字町田5481番地3
電話番号	0973-78-8000
FAX番号	0973-78-8188
管理者名	施設長(医師) 栗林 良子

#### (2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

「介護老人保健施設」とは、要介護者であって、主としてその心身の機能の維持回復を図り、居宅における生活を営むことができるようにするための支援が必要である者に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護および生活機能訓練その他必要な医療並びに日常生活の世話を行なうことを目的とする施設です。また、当施設では利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護)や通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)、訪問介護といったサービスを提供し、在宅ケアの支援や利用者のご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る支援を併せ持った施設です。この目的に沿って、当施設では、利用者の自立を支援し在宅生活への復帰を目指し、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

#### [介護老人保健施設ケアポート溪和の運営方針]

1. 利用者の自立支援を基本に、個人の尊厳や生き方に対する自信・誇りを尊重し、その人らしさを活かせるサービスを提供します。
2. ボランティア活動や実習・研修等の積極的な受け入れを行い、地域の人々とのふれあい・交流に努めます。
3. 保健・医療・福祉の総合的なサービスが提供されるよう関係機関・団体などとの連携に努めます。
4. 家族との連携を保ち、継続して在宅介護が可能になるよう家族介護を支援します。
5. 職員の人間性の向上とサービスの技術と資質等を高めるための職員研修に努めます。

#### (3) 定員

通所定員 50名

#### (4) 施設の職員体制

- ① 医師 1人以上 (常勤換算)
- ② 看護師・准看護師・介護職員 5人以上 (常勤換算)
- ③ 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士 1人以上 (常勤換算)

#### [看護職員・介護職員・セラピストの勤務形態と勤務時間]

日 勤	午前 8時30分 ~ 午後 5時30分
サービス提供日	月曜日から土曜日(祭日営業)
サービス提供時間	午前 8時30分 ~ 午後 5時30分
サービス提供地域	九重町・玖珠町

## 2. サービス内容

### (1) サービスの基本

当施設でのサービスは、利用者の能力に応じた日常生活を継続して営むことができるように、また1日でも早く自立して家庭での生活が営むことができるように在宅支援を目指した居宅サービス計画に基づいて提供します。この計画は、利用者に関わる全ての職種の職員が協議して作成しますが、その際、利用者・家族等の希望を十分取り入れて計画します。この計画の内容については同意を頂くようになります。当施設に通所利用中も明るく家庭的な雰囲気のもとでリハビリテーションしていただけるよう、常に利用者の立場に立ったサービス提供を行います。

### (2) サービス内容

- ① (介護予防)通所リハビリテーションサービス計画の立案
- ② 担当者会議等による居宅サービス計画の見直し
- ③ 食事の提供(食事は原則として食堂でおとりいただきます)  
昼食12:00~
- ④ 入浴(一般浴槽にて対応いたします。また、介助の必要な方はシャワーチェア等により入浴介助いたします。利用者の身体の状態に応じて取り止めになる場合があります。)
- ⑤ 医学的管理・看護  
当施設は入院の必要のない程度の利用者を対象としていますが、医師、看護職員が常勤していますので、ご利用者の状態に照らして医療、看護を行います。
- ⑥ 介護
- ⑦ リハビリテーション(デイルーム内)  
原則としてデイルーム内にて行いますが、施設内でのすべての活動がリハビリテーション効果を期待したものとなっています。
- ⑧ 相談援助サービス
- ⑨ 栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理  
心身の状態の維持・改善の基礎となる栄養管理などのサービスを提供します。
- ⑩ 利用者の状態に応じた特別な食事の提供

### 3. 通常の送迎の実施区域

玖珠町九重町内（道路状況によっては対応できないこともあります）

### 4. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には速やかに対応をお願いするようにしています。なお、緊急の場合には、緊急時の連絡先にご記入いただいた連絡先に連絡します。

#### ① 協力医療機関

- ・名称： 溪和ファミリークリニック 住所： 玖珠郡九重町大字町田字瀧ノ尻 910 番地 1
- ・名称： 矢原医院 住所： 玖珠郡九重町大字右田1028番地11
- ・名称： 小中病院 住所： 玖珠郡玖珠町大字塚脇123番地

#### ② 協力歯科医療機関

- ・名称： 井上歯科 住所： 玖珠郡九重町大字右田737番地3

### 5. 施設利用に際しての留意事項

#### ① 介護保険被保険者証

ご利用のお申し込みに際し、ご利用希望者の介護保険被保険者証を確認させていただきます。

#### ② 食事

施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事をお召し上がりいただきます。食事などの持ち込みは原則ご遠慮いただいております。

#### ③ 飲酒・喫煙

原則飲酒及び喫煙は認めていません。

#### ④ 火気の取り扱い

火気の施設内への持ち込みは禁止です。

#### ⑤ 設備・備品の利用

施設設備は利用許可が必要です。

#### ⑥ 所持品・備品などの持ち込み

必ず氏名を記入し各自で管理をお願いします。

#### ⑦ 金銭・貴重品の管理

利用者が管理する物は全て個人で責を持っていただきます、紛失等の事故があっても施設での責任は負いません。

#### ⑧ ペットの持ち込み

原則として禁止します。

### 6. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心してリハビリテーションを送って頂くために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

## 7. 事故発生時の対応

当施設では日頃より事故の未然防止に努めていますが、万一事故が発生した場合は速やかにご家族様及び必要な関係機関等に連絡を行うとともに必要な対応を行います。また、施設サービスの提供により利用者に対して賠償すべき事故が発生した場合には損害賠償などの措置を速やかに行うようにいたします。(損害賠償がなされない場合)事業所は自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下に該当する場合には事業所は損害賠償責任を免れます。

1. 利用者およびその家族が、契約締結に際し、その心身の状況および病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、または不実の告知を行なった事に起因して損害が発生した場合
2. 利用者及びその家族が、サービスの実施に当たって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、または不実の告知を行なった事に起因して損害が発生した場合
3. 利用者の急激な体調の変化等、事業所が実施したサービスを原因としない事由に起因して損害が発生した場合
4. 利用者が事業所もしくは職員の指示等に反して行った行為に起因して損害が発生した場合

## 8. 非常災害対策

- ・ 防災設備 防災無線、スプリンクラー、消火器、自動火災報知設備、垂壁等
- ・ 防火管理者は施設職員に対して防火教育、消防訓練を実施する
  - ① 防火教育及び基本訓練(消火・通報・避難)・・・年2回以上
  - ② 非常災害用設備の使用方法の徹底

## 9. 要望及び苦情等の相談

当施設では「ご要望・苦情等の相談窓口」を設け、支援相談員、苦情処理委員会等が受付担当者となっていますので、ご相談ください。

- ・電話 0973-78-8000
- ・FAX 0973-78-8188
- ・受付時間 月曜～日曜日 8:30～17:30

要望や苦情などは受付担当者にお寄せいただければ速やかに対応いたしますが、受付に備え付けられた「ご意見箱」をご利用いただき、管理者に直接お申し出いただくこともできます。

## 10. 公的機関における苦情申し出先

### 1. 九重町健康福祉課

所在地：大分県玖珠郡九重町大字後野上8-1

電話：0973-78-3821

(土曜日・日曜日・祭日を除く)

### 2. 大分県国民健康保険連合会

所在地：大分県大分市大手町2-3-12

電話：097-534-8470

(土曜日・日曜日・祭日を除く)

<別紙2> **重要事項説明書** (料金表)

介護老人保健施設ケアポート溪和 (介護予防)通所リハビリテーション

(2024年6月1日現在)

1. 通所リハビリテーション(利用料金)

【食事】(昼食)550円/回 (おやつ)50円/回

利用時間	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1～2時間	369単位	398単位	429単位	458単位	491単位
2～3時間	383単位	439単位	498単位	555単位	612単位
3～4時間	486単位	565単位	643単位	743単位	842単位
4～5時間	553単位	642単位	730単位	844単位	957単位
5～6時間	622単位	738単位	852単位	987単位	1,120単位
6～7時間	715単位	850単位	981単位	1,137単位	1,290単位
7～8時間	762単位	903単位	1,046単位	1,215単位	1,379単位

「6時間以上8時間未満」の通所リハビリに前後して日常生活上の世話をを行った場合の算定対象時間が

- 8時間以上となった場合の加算
- 8時間以上 9時間未満 50単位/回
  - 9時間以上10時間未満 100単位/回
  - 10時間以上11時間未満 150単位/回
  - 11時間以上12時間未満 200単位/回
  - 12時間以上13時間未満 250単位/回
  - 13時間以上14時間未満 300単位/回

【通所リハビリテーション その他加算】(対象の方のみの算定)

- リハビリテーション提供体制加算
- 3時間以上4時間未満 12単位/回
  - 4時間以上5時間未満 16単位/回
  - 5時間以上6時間未満 20単位/回
  - 6時間以上7時間未満 24単位/回
  - 7時間以上 28単位/回

栄養アセスメント加算 50単位/月

栄養改善加算 200単位/回(1月に2回を限度)

口腔・栄養スクリーニング加算Ⅰ 20単位/回 (6ヶ月に1回限度)

口腔・栄養スクリーニング加算Ⅱ 5単位/回 (6ヶ月に1回限度)

口腔機能向上加算Ⅰ 150単位/回 (1月に2回を限度)

口腔機能向上加算Ⅱ(イ) 155単位/回 (1月に2回を限度)

口腔機能向上加算Ⅱ(ロ) 160単位/回 (1月に2回を限度)

リハビリテーションマネジメント加算(イ)

- ・開始月から6ヶ月以内 560単位/月
- ・開始月から6ヶ月以上 240単位/月

リハビリテーションマネジメント加算(ロ)

- ・開始月から6ヶ月以内 593単位/月
- ・開始月から6ヶ月以上 273単位/月

- リハビリテーションマネジメント加算(ハ)
  - ・開始月から6ヶ月以内 793単位/月
  - ・開始月から6ヶ月以上 473単位/月
- 事業所の医師が利用者又はその家族に説明し、利用者の同意を得た場合 270単位/月
- 生活行為向上リハビリテーションマネジメント加算 1,250単位/月 (開始月から6ヶ月以内)
- 短期集中個別リハビリテーション実施加算 110単位/回
  - (退院(所)日または認定日から起算して3ヶ月以内)
- 認知症短期集中個別リハビリテーション実施加算Ⅰ 240単位/日
  - (退院(所)日または認定日から起算して3ヶ月以内)
- 認知症短期集中個別リハビリテーション実施加算Ⅱ 1,920単位/月
  - (退院(所)日または認定日から起算して3ヶ月以内)
- 入浴介助加算Ⅰ 40単位/日
- 入浴介助加算Ⅱ 60単位/日
- 若年性認知症利用者受入加算 60単位/日
- 重症療養管理加算 100単位/日
- 中重度者ケア体制加算 20単位/日
- 感染症及び災害により、臨時的に利用者が一定減少している場合 +3/100
- 「1時間以上2時間未満」で基準を超えた専従常勤PT・OT・STを2名以上配置している場合 30単位/日
- 事業所と同一建物に居住する者、若しくは同一建物から利用する者に通所リハビリテーションを行う場合
  - 又は事業所が送迎を行っていない場合 -94単位/日
- 事業所が送迎を行わない場合(片道につき) -47単位/日
- 移行支援加算 12単位/日
- サービス提供体制強化加算Ⅰ 22単位/回
- サービス提供体制強化加算Ⅱ 18単位/回
- サービス提供体制強化加算Ⅲ 6単位/回

2. 介護予防通所リハビリテーション(利用料金)

【食事】(昼食)550円/回 (おやつ)50円/回

要支援 1	2,268単位/月
要支援 2	4,228単位/月

【介護予防通所リハビリテーション その他加算】(対象の方のみの算定)

- 栄養アセスメント加算 50単位/月
- 栄養改善加算 200単位/回 (1月に1回を限度)
- 口腔・栄養スクリーニング加算Ⅰ 20単位/回 (6ヶ月に1回算定)
- 口腔・栄養スクリーニング加算Ⅱ 5単位/回 (6ヶ月に1回算定)
- 口腔機能向上加算Ⅰ 150単位/回 (1月に1回を限度)
- 口腔機能向上加算Ⅱ 160単位/回 (1月に1回を限度)
- 生活行為向上リハビリテーション実施加算 ・開始月から6ヶ月以内 562単位/月
- 若年性認知症利用者受入加算 240単位/月
- 一体的サービス提供加算 480単位/月
- サービス提供体制強化加算Ⅰ (要支援1) 88単位/月 (要支援2) 176単位/月
- サービス提供体制強化加算Ⅱ (要支援1) 72単位/月 (要支援2) 144単位/月
- サービス提供体制強化加算Ⅲ (要支援1) 24単位/月 (要支援2) 48単位/月
- 利用定員の超過、または職員等の欠員減算 70/100
- 事業所と同一建物に居住する者、又は同一建物から利用する者に介護予防リハビリテーションを行う場合  
(要支援1) -376単位/月 (要支援2) -752単位/月
- 利用を開始した日の属する月から起算して、12ヶ月を超えた期間に介護予防リハビリテーションを行った場合  
要件を満たす場合 減算なし  
要件を満たさない場合 (要支援1) -120単位/月 (要支援2) -240単位/月

※ 1・2. 共通の加算

- 退院時共同指導加算 600単位/回
- 科学的介護推進体制加算 40単位/月
- 通常の事業の実施地域を超えた地域の利用者に行った場合 5%
- 高齢者虐待防止未実施減算 -1/100
- 業務継続計画未策定減算 -1/100
- 介護職員等処遇改善加算Ⅰ 所定単位×86/1000
- 介護職員等処遇改善加算Ⅱ 所定単位×83/1000
- 介護職員等処遇改善加算Ⅲ 所定単位×66/1000
- 介護職員等処遇改善加算Ⅳ 所定単位×53/1000

※介護職員等処遇改善加算Ⅴについては、令和7年3月31日まで算定

- 介護職員等処遇改善加算Ⅴ (1) 所定単位×76/1000
- 介護職員等処遇改善加算Ⅴ (2) 所定単位×73/1000
- 介護職員等処遇改善加算Ⅴ (3) 所定単位×73/1000
- 介護職員等処遇改善加算Ⅴ (4) 所定単位×70/1000
- 介護職員等処遇改善加算Ⅴ (5) 所定単位×63/1000
- 介護職員等処遇改善加算Ⅴ (6) 所定単位×60/1000
- 介護職員等処遇改善加算Ⅴ (7) 所定単位×58/1000
- 介護職員等処遇改善加算Ⅴ (8) 所定単位×56/1000
- 介護職員等処遇改善加算Ⅴ (9) 所定単位×55/1000
- 介護職員等処遇改善加算Ⅴ (10) 所定単位×48/1000
- 介護職員等処遇改善加算Ⅴ (11) 所定単位×43/1000
- 介護職員等処遇改善加算Ⅴ (12) 所定単位×45/1000
- 介護職員等処遇改善加算Ⅴ (13) 所定単位×38/1000
- 介護職員等処遇改善加算Ⅴ (14) 所定単位×28/1000

### 3. その他の料金

- ◎ くもん学習療法料金(税込み) 1ヶ月 2,200円
- ◎ オムツ・パット料金(税込み)  
ご利用時に使用するオムツ・パット代は、実費にてお支払い頂きます
- ◎ マスク(税込み) 1枚 50円

<別紙3> 重要事項説明書(個人情報)

個人情報の利用目的  
(2024年6月1日現在)

介護老人保健施設ケアポート溪和では、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的及び情報開示を以下のとおり定めます。

1. 利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的

[介護老人保健施設内部での利用目的]

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
  - ①施設利用等の管理
  - ②会計・経理
  - ③事故等の報告
  - ④当該利用者の介護・医療サービスの向上
  - ⑤説明・同意、諸記録の保存・交付等において同意の意思表示の確認をおこなう場合
  - ⑥緊急事態発生時等、Eメール等の電磁的方法を活用し情報提供する場合

[他の事業者等への情報提供を伴う利用目的]

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
  - ①利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携(サービス担当者会議等)、照会への回答
  - ②利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
  - ③検体検査業務の委託その他の業務委託
  - ④家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
  - ①保険事務の委託
  - ②審査支払機関へのレセプトの提出
  - ③審査支払機関または保険者からの照会への回答
  - ④損害賠償保険等に係る保険会社等への相談または届出等

2. 上記以外の利用目的

[当施設の内部での利用に係る利用目的]

- ・当施設の管理運営業務のうち
  - ①医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
  - ②当施設において行なわれる学生の実習への協力

- ③当施設において行なわれる事例研究
- ④室内における氏名の掲示並びに広報誌等における写真の掲載

[他の事業者等への情報提供に係る利用目的]

- ①外部監査機関への情報提供
- ②広報誌等における写真の掲載

### 3. 会議や多職種連携におけるICTの活用について

・運営基準や加算の要件などにおいて実施が求められる各種会議等について、感染防止や多職種連携促進の観点から、ICT機器(テレビ電話)等を活用しての実施を行う場合。

### 4. その他の活用について

- ①当法人のホームページへの写真掲載
- ②このケーブルテレビへの取材・放送 合同新聞その他各新聞の取材・掲載

### 5. 情報開示について

閲覧可能な記録情報等 — 介護記録、カルテ、ケアプラン、各種検査記録等、その他の介護・福祉サービスを提供する過程で記録された一切の書面

☆閲覧請求できる方 — 利用者のプライバシー保護に配慮し、原則的に閲覧が可能な方は利用者ご本人のみとなります。法定代理人、親族の方など、本人以外の方の閲覧については受付窓口へお問い合わせください。利用者の承諾、またはその他必要と認められる場合に限り、これに応じます。

注意事項 対象となる情報の開示が、利用者本人の心身の状況を著しく損なう恐れがある場合や第三者の利益を害する場合は、申請に応じられないことがあります。また、原則として電話での閲覧請求はお受けできません。

<別紙4> 重要事項説明書（リスク）

通所利用時のリスク説明  
(2024年6月1日現在)

当施設では利用者が快適な通所生活を送られますように、安全な環境作りに努めておりますが、利用者の身体状況や病気に伴う様々な症状が原因により、下記の危険性が伴うことを十分にご理解下さい。

《高齢者の特徴に関して》

- 歩行時の転倒、ベッドや車椅子からの転落等による骨折・外傷、頭蓋内損傷の恐れがあります。
- 老人保健施設は、リハビリ施設であること、原則的に拘束を行わないことから、転倒・転落による事故の可能性がります。
- 高齢者の骨はもろく、通常の対応でも容易に骨折する恐れがあります。
- 高齢者の皮膚は薄く、少しの摩擦で表皮剥離ができやすい状態にあります。
- 高齢者の血管はもろく、軽度の打撲であっても、皮下出血が出来やすい状態にあります。
- 加齢や認知症の症状により、水分や食物を飲み込む力が低下します。誤嚥・誤飲・窒息の危険性が高い状態にあります。
- 高齢者であることにより、脳や心臓の疾患により、急変・急死される場合もあります。
- 本人の全身状態が急に悪化した場合、当施設医師の判断で緊急に病院へ搬送を行うことがあります。

このことは、ご自宅でも起こりうることでありますので、十分ご留意いただきますようお願い申し上げます。



本書面(別紙1・2・3・4)の内容を証するため、本書を2通作成し、契約書、当施設が記名捺印のうえ各1通を保有するものとします。

\_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日

介護老人保健施設サービスの提供に際し、本書面に基づき別紙(1・2・3・4)の説明を行いました。

介護老人保健施設 ケアポート溪和 通所職員 財津 弥生 ⑩

私は、本書面に基づいて上記職員から別紙(1・2・3・4)について説明を受け、十分に理解し、介護老人保健施設サービスの提供開始に同意しました。

利用者 \_\_\_\_\_ ⑩

代筆者 \_\_\_\_\_ ⑩

身元引受人 \_\_\_\_\_ ⑩

(本人との続柄 \_\_\_\_\_ )

介護老人保健施設ケアポート溪和  
施設長 栗林 良子 殿